前回検討会後に各ブロックから提出された意見

番号	該当ページ	意見等	考え方
1-1	検討会 (第2回) 資料3回1 P.2 計画点1 ① Ty M等 GADM推進	個別に特定団体と災害派遣協定を結んでいる場合、その協定 内容を優先することはできるのか。知見を有する支援員の考 えと協定内容がバッティングするとき、判断が難しくなる。	議論の整理(案)においては、「個別の相互応援協定等に基 づく応援が存在することを前提とするが、アクションプラン
1-2		すでに独自応援体制を構築している都市間の応援が行われている地域に対しては、本制度との間で混乱が生じないよう対策を講じることが必要と考える。	作成検討の際に不都合が見込まれる場合には調整を行う」と している。
2		害マネジメント総括支援チーム等の派遣を行うことについ て、派遣判断を自治体に委ねるのであれば、判断基準を事前 に設定しておく必要がある。さらに、重複等が発生しないよ	派遣要請の判断はGADM等からの状況確認報告等を受けて被災都道府県が行う(参考資料P.5)ことを想定している。議論の整理(案)において、「どのような応援が必要かなどを被災都道府県に伝えていくことから、今後、そうした観点からの研修が必要となってくる」としている。
3		賛成する。 派遣先の要望の有無にかかわらず、資格保持者が県の連絡要 員(リエゾン)に帯同し、その後、派遣先の同意が得られれ ば、資格保持者が正式な支援員の立場で対応することが最も スピーディだと考えられる。	
4	検討会 (第2回) 資料3-1 P.3 論点1 ②「地域GADM 等」の派遣による 対応の推進	迅速に派遣を行うため地域 G A D M 等による対応を挙げているが、大規模災害ではむしろブロック内で対応できない可能性が高いのではないか。 大規模災害ではブロック幹事都道府県も被災している可能性が高く、総務省が直接窓口となって全国規模での支援を行える仕組みが必要と考えられる。	ブロック幹事県等については、前回資料において「アクションプラン作成時には、甚大被害が想定されない県等とすることが必要」としており、被災市区町村への迅速な応援派遣という観点から、必要人数又は派遣可能人数を考慮しながら、被災都道府県内→被災ブロック内→全国へと対象を広げようというもの。

番号	該当ページ	意見等	考え方
5	検討会 (第2回) 資料3-1 P.4 論点2 支援方法の検討	支援側と受援側の自治体規模が異なる場合、「業務内容や物量の差により十分なニーズを満たせないケース」、「人員、物資等に余剰が発生するケース」が発生し、対口支援のメリットを十分に生かすことができないため、自治体規模を考慮した応援自治体、受援自治体の事前指定等が必要であると考える。	対口支援にあたっては、各県(市)応援隊において応援班を 編成、運用する際に柔軟に対応することを想定している。
6		GADM等の増員確保自体には賛成だが、単に増員だけを求めるのではなく、GADM等の質の確保についてもご留意いただきたい。 災害発生が比較的少ない都道府県では、GADM等の推薦基準である「災害対応」等に関する知見を有する職員が少なく、そもそも対象者が少ない状況にある。	意見を踏まえ、議論の整理(案)において、「災害の少ない地域のGADMの候補者に対し、現場での経験を積む機会を確保する必要がある。」としている。
7	検討会 (第2回) 資料3-1 P.6 論点2	アクションプランは、国家的災害となる南トラ及び首都直下 対応を国で作成していただくのが望ましい。それ以外の地方 個別災害は、現行システムで対応することが望ましいのでは ないか。	震について作成することとし、検討、作成は運用にあたり当
8	②都道府県・指定	当県は、過去の災害や対口支援などの経験から災害対応業務のうち罹災証明業務について多くの蓄積を有しており、地元の大学教授などの支援を受けて罹災証明に係るシステムを構築し、運用している。大規模災害時は、それぞれの派遣元団体が得意とする災害応援業務の単位で派遣先団体を割り当てるような応援派遣の手法もあるのではないか。	の知見を学べるようにすることや、今回の検討対象となって いない程度の災害時においても活かせるようにすることが考
9	検討会 (第2回) 資料3-1 P.6~P.11 論点県・指 都市単位で構築 都市単の構築 がた制のの関係を での関係を での関係を での関係を	②③について、システムが複雑になりすぎないよう、可能な限り運用しやすい制度としてほしい。	

番号	該当ページ	意見等	考え方
10	検討会 (第2回) 資料3-1		(後段部分について)避難所対応業務に関して応援職員の支援を受けることで、地元職員が他の課題に対応可能になるものと考えられる。
11	P.13 論点3 ①事前の応援体制 の構築	賛成する。 その際には、過去の災害の応援実績や派遣人数、どのような 課題があったかについてまとめたものを公表してもらえる と、応援派遣人数等の体制を考える上で参考になるのではな いかと考えている。	
12	検討会 (第2回) 資料3-1 P.15 論点4に係る対応 の方向性(案)		なお、南海トラフ地震の臨時情報発令時における行動指針に
13	その他	対応を理由(要因)として新規の職員採用を一時的に増やす ことも容易にできない実情がある。そのためには、災害復興 がある程度収束する見通しが付くまでの間、長期的視野に	本検討会の対象範囲外である。 なお、復旧・復興に向けた職員の中長期派遣については、地 方三団体と連携した派遣の仕組みがあるほか、特に、技術職 員については、令和2年度に「復旧・復興支援技術職員派遣 制度」を創設したところ。全国の自治体においては、是非、 中長期派遣要員の確保・登録をお願いしたい。
14	その他	受援側になったときのことを考えれば、災害マネジメントの 支援員やその他の災害応援に職員を出したいと考えている が、業務の都合で派遣できないこともある。 この状況を解消するため、応援自治体において、職員を派遣 している間に、別の職員を採用できるような制度を構築し、 予算を総務省で確保いただきたい。	現行の応急対策職員派遣制度による応援派遣は短期のものであり、代替職員の採用等は想定していない。 なお、応援側自治体が応援職員を派遣した際に要した経費に ついては、特別交付税で措置される。